

阿賀野市水道事業における金融機関を指定する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

阿賀野市水道事業

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市水道事業管理規程第3号

阿賀野市水道事業における金融機関を指定する規程の一部を改正する規程

阿賀野市水道事業における金融機関を指定する規程（平成16年阿賀野市水道事業管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

「

阿賀野市水道事業収 納取扱金融機関	(株) 第四北越銀行	本支店
	(株) 大光銀行	本支店
	(株) きらやか銀行	本支店
	はばたき信用組合	本支店
	新潟県信用組合	本支店
	加茂信用金庫	本支店
	新潟県労働金庫	本支店
	北蒲みなみ農業協同組合	本支店
	ささかみ農業協同組合	本所
	北越後農業協同組合	本支店
	(株) ゆうちよ銀行	国内（口座振替業務に限る。）

」

を

「

阿賀野市水道事業収 納取扱金融機関	(株) 第四北越銀行	本支店
	(株) 大光銀行	本支店
	(株) きらやか銀行	本支店
	はばたき信用組合	本支店
	新潟県信用組合	本支店

	加茂信用金庫	本支店
	新潟県労働金庫	本支店
	新潟かがやき農業協同組合	本支店
	北越後農業協同組合	本支店
	(株) ゆうちょ銀行	国内 (口座振替業務に限る。)

」

に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。